

請願文書表

令和7年第3回（9月）定例会提出

受理番号 第 2 号	請願者	嘉島町鯉 2 8 4 1 - 3 滝口 祐子
受理年月日 令和7年8月18日		熊本市南区出仲間8丁目1番14号 嘉島西小学校教諭 平田 美保
件名	紹介議員	嘉島町議会議員 穴井 智子
教職員の働き方改革推進とゆたかな 学びの実現・教職員定数改善をはかる ための、2026年度政府予算に係る 意見書採択の請願について		
請 願 の 要 旨		
別紙のとおり		

# 請 願 書

2025年8月18日

嘉島町議会議長  
境野 隆文 様

請願者 嘉島町鯉2841-3 ルモンドK201 瀧口 祐  
嘉島町立嘉島西小学校教諭 平田 美保  
熊本市南区出仲間8丁目1番14号

紹介議員 穴井 智子

## 教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、 2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

### <請願趣旨・理由>

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

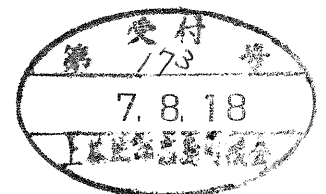
21年の法改正により小学校の学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては26年度から引き下げる方針となっています。今後は、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、実効性のある働き方改革を実現するため、自治体による「業務の3分類」をはじめとした施策に必要な財政措置が不可欠です。

こうした観点から、2026年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

### 記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
2. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
3. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
4. 教員の給与等の抜本的な処遇改善を実現するとともに、効果的な業務の見直しなどさらなる教員の働き方改革を進め、教員不足の解消に向けた取り組みを推進すること。
5. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。



令和7年9月12日

嘉島町議会  
議長 境野 隆文 様

嘉島町総務文教常任委員会  
委員長 増岡 司

## 請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

### 記

#### 1. 件名

請願第2号 教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願

#### 2. 審査経過

付託年月日 令和7年8月25日

審査年月日 令和7年9月3日

#### 3. 出席者

総務文教常任委員会委員（5名）

#### 4. 審査内容

現在の教育現場での教職員の働き方改革や、教職員の定数改善を実現するため、様々な対策本部の設置や制度設計、ガイドラインの策定が行われているところであります。国・県・学校・労働団体がそれぞれの役割を担いながら、連携して改革を進めており、まさに「総力戦」と言える取組がなされている現状です。

紹介議員より請願の趣旨内容の説明を受け、請願の趣旨については、教育の質の向上に直結する重要課題であること、教育の健全性、公平性の観点からも、全員が賛成できるとした。しかし、国に対して意見書を提出することを考えると、組織や団体での活動によるものや、上益城郡や県の組織や団体で統一され要望するものだと考えられるため、請願者が教職員組合に属するものであることは確認した。また、上益城郡に教職員組合があることも確認し審査した。

## 5. 審査結果

本請願は、教職員の働き方改革及び定数改善などの推進を求めるものであり、教育行政の環境整備と健全性の向上に資する要望であります。このことにより、願意には一定の理解を示すものであります。ただし、周辺町や郡内町との提出状況に偏りもあることや、組織や団体での活動による意思統一されたものとして受けるには疑問が残った。このようなことを踏まえ、本町議会単独での意見書提出は慎重に判断すべきと考えます。

よって本委員会としては、請願の趣旨には賛同するものの、意見書提出などの具体的措置には至らず、今後の広域的な調整や情報収集を踏まえた上で、適切な対応を検討することとし、「趣旨採択」するものと判断します。